

海外建設プロジェクトにおける契約管理手順に関する一考察

株式会社ティーネットジャパン 正会員 ○鈴木 信行

1. 研究の背景と目的

2011 年の東日本大震災復興関連工事，2013 年に決定した 2020 年東京オリンピックのための施設整備工事，2025 年大阪万国博覧会開催決定，さらに IR 推進法案の可決による総合的な観光開発等，現在，そして今後とも国内の建設関連工事は目白押しである．加えて，建設業に参入する技術者や技能工等の不足が顕著であり，2019 年 4 月より外国人労働者の受入れ枠が建設，農業，介護等の 5 業種を対象に新たな在留資格を設け，2025 年までに 50 万人超の就業を目指すことが決まっている．一方，海外工事の受注状況に目を向けると，2008 年 9 月のリーマンショックで急激に落ち込んだ後，平成 17 年度には海外工事の受注額は過去最高額の 1 兆 8,500 億円を超えている．

オリンピックを開催したその国の翌年の GDP は，1996 年のアトランタ大会，2012 年のロンドン大会を除いて，どの国でも落込んでおり，経済の停滞を招いてきた．我が国では 1998 年の長野冬季オリンピック後に，バブル経済の崩壊影響もあるが，建設業は厳しい時期を経験した．このように，2020 年東京オリンピック後の国内建設市場における不透明感から，海外市場への参入を検討している企業も多い．ところが，海外工事では国内では経験しないような様々なトラブルに遭遇する事例が報告されている．そこで本稿では，公表されている紛争事例に基づいた契約管理の一例について紹介し，どのようなことが契約管理において重要な役割を演じているのかの考察を本研究の目的とする．

2. 研究対象の抽出

21 世紀に入り，技術進歩に伴い ICT が急速に社会に浸透している．また，センサー等の技術革新により，人やモノ，機械等の発する大量のデータを容易に収集や交換することが可能になった．IoT (Internet of Things) と呼ばれる人の手を介さずに離れたモノの状態を確認したり，離れたモノを制御したりする技術が確立されてきた．それらのデータ処理方法如何により，判断の適格性が左右されることが多い．大量のデータを処理する際の重要なポイントは，可能な限りの客観性を確保することであると考えられる．そこで，ビッグデータの解析手法の一つである，文字列を客観的に解析できるテキストマイニング手法を適用する．

また，海外工事における紛争事例は多種多様である．それらを一つずつ要因と影響を解析するには，事例の数に限りがあり，一般論として結論を導くのは適切ではないと考える．そこで研究対象を絞り込む目的で，国土交通省が平成 25 年に公表している「海外建設プロジェクトの主な裁判例・仲裁判断例」をテキストマイニング解析対象とした．また，同時に公表された「海外において我が国建設企業に契約問題が発生している事案」，そして，社団法人海外建設協会が公表している「海外における建設工事紛争の実例」を参照した．解析結果の一部（固有ベクトル）を図-1 に示す．なお，解析用のソフトウェアは khcoder である．

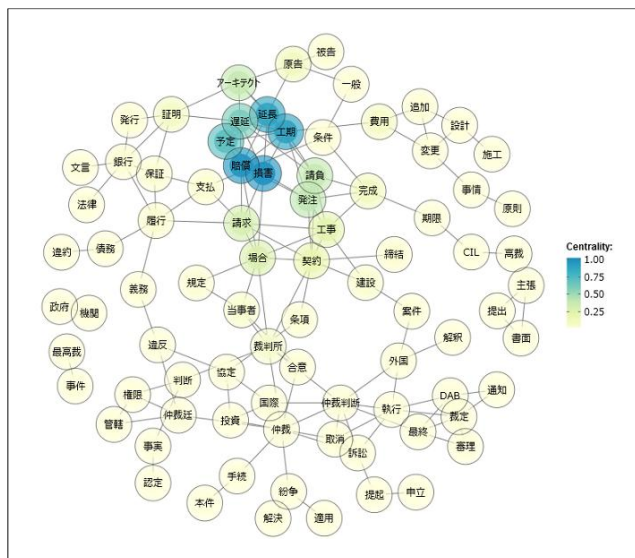


図-1 テキストマイニング解析結果

キーワード 契約管理手順，遅延補償金，テキストマイニング手法

連絡先 〒105-0023 東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 28 階 Tel.03-6722-2104

図-1 から固有ベクトル中心性指標の高い言葉（水色）は、「工期」、「延長」、「損害」、「賠償」である。ここには添付していないが、媒介性指標の解析結果では「裁判所」、「契約」であった。すなわち、海外工事において最も紛争が起きやすい問題は工期を守ること、それが難しくなり遅延補償金（LD：Liquidated Damage）が科せられ、工事裁判（Arbitration）まで進展してしまっている事例が多いと推察できる。

3. 契約管理 Contract Administration

筆者の実務経験から香港政庁における公共工事の契約管理を一例として示す。香港政庁の公共工事標準契約条件書（General Conditions of Contract for Civil Engineering Works 1999）は英国の ICE（Institute of Civil Engineer）をベースに構成されている。また、ODA プロジェクトで採用されることの多い FIDIC 国際契約約款の Red Book も起源は ICE であり、類似性がある。そこで、本稿では香港政庁の契約管理を考察することとした。

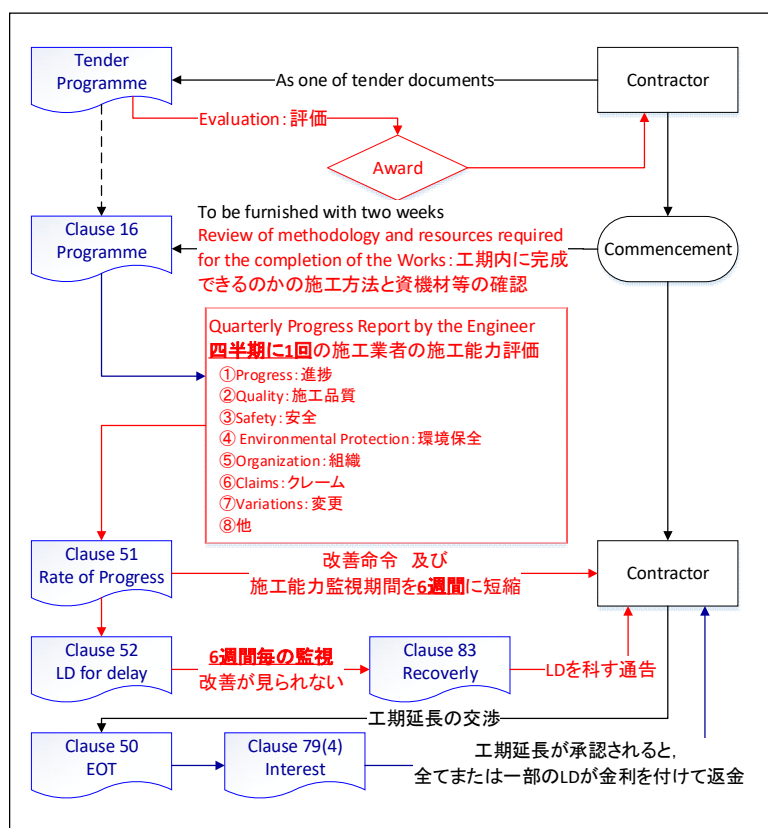


図-2 遅延補償金(LD)に関する契約上の手順

図-2 の左側（青枠）は契約条件書に明記されている条項である。中央（赤枠・赤文字）は、発注者（コンサルタント）の契約管理のための手順を示している。この手順については、一般的に受注者側は事前に知り得ない。契約条件書にも記載はない。

四半期に 1 回の頻度でコンサルタントは受注者のパフォーマンスを監視して発注者に報告している。合意した第 16 条工程表から極端な遅れを認識すると、第 51 条 Rate of Progress という警告が発せられ、改善が見られない場合は、発注者から支店等の上層部へ警告の Letter が届く。それでも改善が見られない場合、遅延補償金に相当する LD を出来高から差引くという Letter が届く。すなわち、LD を科せられるまでに、幾つかの段階が存在する。突貫をかけて工程を改善するとか、EOT (Extension of Time) 等のクレームで戦うなどの対処方法を検討し、判断する時間はある。

4. まとめ

本稿では我が国の建設業が海外で遭遇している紛争に関して、公表されている資料より、テキストマイニング手法で客観的に、そして、重要な要因である工期遅延の問題を抽出した。海外工事では、その多くが毎月の出来高払いであるため、毎月の入金予定はキャッシュフローを作成する上で非常に重要な要素である。したがって、工程の遅延を理由に遅延補償金を科せられると資金繰りが極端に困難になり、更なる工程の遅延等の悪循環を招くことが多い。

契約条件書には LD を科す条項（第 52 条）は存在するが、発注者がその条項を適用するまでの手順を理解して適切な対応をすることが問題の拡大を防止する上で重要なポイントと考える。すなわち、発注者側は適切な契約管理（Contract Management）を実施するために、決められた手順（Contract Administration）に基づいて行動している。しかし、この手順については、新規に参入した国等においては、受注者側が事前に認識することは難しい。また、同じ契約条件書を採用していても、管理者（Administrator）により契約の考え方や扱い方が変わることもある。海外工事では、当該工事の契約条件書を理解すると共に、発注側の契約管理手順（Contract Administrative Process）を認識する必要があると考える。